

【訂正】町田市 介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメントに関する説明会Q&A
 ※この回答は、2018年3月27日現在のものです。今後、国の通知等必要に応じて修正を行う可能性があります。

2016年12月28日に公開しましたQ&Aについて、以下の通り訂正します。
 (No.は12月28日公開Q&Aに対応したNo.です。)

No.	質問分類	ページ	質問要旨	回答
7	利用手続き	15	介護予防ケアマネジメント届出書について 現在は高齢者支援センターを経由し、提出しているが、4月からは委託を受けた事業所も提出可能という理解でよいか。	現行の介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書と同様、高齢者支援センターを経由して提出いただきます。なお、変更する場合は、別途周知いたします。 委託先の事業所からの提出も可能です。
21	ケアマネジメント	19	要支援1・2の方で、現在は総合事業のサービスのみの利用をしているが、予防給付のサービス利用が見込まれる場合において、使用するケアプランの様式はどのようにすればよいか。	総合事業のサービスのみ利用する場合は介護予防ケアマネジメントとなり、原則、説明会資料34頁の介護予防ケアマネジメント計画・評価表を使用します。 ただし、上記の様式は、町田市の推奨様式といたします。 要支援1・2の方で予防給付のサービス利用が見込まれる場合等においては、現行の介護予防支援の様式でのケアプラン作成が望ましいとマネジメント実務者が判断した場合は、現行使用している介護予防支援の様式を使用いただいても差し支えないこととします。 介護予防ケアマネジメントのケアマネジメント類型によって、様式を使い分けることとします。 原則的ケアマネジメントの場合は従来から使用している介護予防支援の様式を使用し、変則的ケアマネジメント及び簡易的ケアマネジメントの場合は介護予防ケアマネジメント計画・評価表を使用します。 詳しくは、きゅうふさぷりVol.7をご確認ください。
26	ケアマネジメント	28,34	原則的ケアマネジメントについて ①モニタリング 予防給付(介護予防支援)でのモニタリングにおいては、利用者宅の訪問による面接を少なくとも3ヶ月に1回を実施、訪問による面接を実施しない月は電話等でのモニタリングを実施している。原則的ケアマネジメントにおけるモニタリングの扱いもこれと同様でよいか。また、現行の介護予防支援と同様、評価時にはサービスの利用がある場合、新しいケアプランを作るという理解でよいか。 ②ケアプランの期間 総合事業の介護予防ケアマネジメントにおけるケアプランの期間の目安について知りたい。	①お見込みの通りです。 ②ケアプランの期間については現行の介護予防支援に準じ、利用者の状態に応じて適切な期間にてケアプランを作成してください。 ただし認定の有効期間を超えるケアプランの作成は不可であることにご留意ください。また、短期集中型サービス(サービスC)の利用に関してはサービス提供期間が3ヶ月であることから、ケアプランの期間についても3ヶ月となります。 なお、きゅうふさぷりVol.7もご確認ください。
36	介護予防ケアマネジメント様式	34	居宅介護支援事業所に委託した場合の介護予防ケアマネジメント計画・評価表について、高齢者支援センターと居宅介護支援事業所との関係について伺いたい。 ①ケアプランの原本は高齢者支援センターの管理となるのか。 ②介護予防ケアマネジメント計画・評価表の「担当者の所見」は担当ケアマネジャーが記入するのか、もしくは高齢者支援センターが記入するのか。 ③介護予防ケアマネジメント計画・評価表の左下枠の「計画作成時」「評価時」はだれが記載するものなのか。	①ケアプランの原本の管理は現行の介護予防支援と同様、委託元である高齢者支援センターが保管するものとします。 ただし、変則的ケアマネジメントの際は、評価表が一体となっていることから、評価終了までは原本を委託を受けた居宅介護支援事業所、コピーを高齢者支援センターが保管します。 ②担当ケアマネジャーが記入するものです。 ③居宅介護支援事業所に委託した場合に、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成したケアプランに対して高齢者支援センターが記入するものです。